

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案について（概要）

令和5年10月6日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

1. 改正の趣旨

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「施行規則」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、入院等に関する手続その他必要な事項を定めるものである。
- 今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）の施行（令和6年4月1日）により、医療保護入院制度の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待防止のための措置等が定められたことに伴い、施行規則等の規定について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）施行規則について、以下の改正を行う。

【医療保護入院に関する事項】

（入院期間の定めについて）

- 医療保護入院の期間の上限は、当該医療保護入院から6月を経過するまでの間は3月とし、6月を経過した後は6月とする。

（入院期間の更新について）

- 入院期間の更新の同意は、入院の同意（2回目以降の更新の場合は直前の更新の同意。以下同じ。）をした家族等に対して求めることとし、当該家族等が死亡した場合等は、それ以外の家族等に同意を求めることができるものとする。
- 家族等に入院期間の更新の同意を求める際に通知すべき事項を定めるとともに、当該通知は、やむを得ない場合を除き、医療保護入院者の入院期間満了日の1月前から2週間前までの間に行うものとする。
- 家族等に通知後、所定の日までに入院期間の更新について不同意の意思表示を受けなかったときは同意を得たものとみなす場合の所定の日は、通知を発した日から2週間を経過した日とする。
- 家族等の同意を得たものとしてみなすことが適当でない場合は、①精神科病院の管理者と当該通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていない場合、②当該通知に係る家族等が家族等に該当しなくなったこと等を把握した場合、③入院の同意を行った家族等が死亡した場合等において、当該家族等とは別の家族等に対し、更新の同意に係る事項を通知した場合、④更新の同意に係る事項を通知した日から2週間を経過した日が入

院期間満了日を経過する場合とする。

- 精神科病院の管理者が、入院期間を更新したときに都道府県知事に届け出なければならない事項は、更新後の入院期間及び医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）の審議結果等とする。

（退院支援について）

- 精神科病院の管理者は、入院期間が経過する前に委員会を開催しなければいけないこととするとともに、委員会は、入院を継続する必要があると認めるときは、更新後の入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならないこととする。
- 地域援助事業者として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業者を追加する。

【措置入院に関する事項】

- 医療保護入院における退院後生活環境相談員の選任、地域援助事業者の紹介及び入院措置時の精神医療審査会での審査に関する規定を、措置入院についても適用する。

【入院者訪問支援事業に関する事項】

- 入院者訪問支援事業の対象者を、①市町村長の同意による医療保護入院者、②外部との交流を促進するための支援を要するものとして都道府県知事が適当と認める者とする。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習により行うものとする。
- 入院者訪問支援員が行う支援は、対象者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供とする。

【精神医療審査会に関する事項】

- 都道府県知事が、措置入院を行った場合及び精神科病院から医療保護入院の入院期間を更新した旨の届出を受けた場合について、それぞれの場合ごとに都道府県知事が精神医療審査会に通知しなければならない事項を定める。

【精神科病院における虐待の防止に関する事項】

- 都道府県知事が毎年度公表する事項は、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置のほか、虐待を行った業務従事者の職種とする。

【精神保健に関する課題を抱える者への地域における相談支援体制の整備】

- 相談及び援助の対象となる「日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの」は、「保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に関する課題

を抱える者」とする。

(2) 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和 23 年厚生省令第 56 号）について、改正法の一部の施行に伴う条ずれの手当を行う。

(3) 改正法により、法に精神科病院における虐待に係る通報等の規定が新設され、当該通報等に関し、精神科病院の管理者に報告徴収等を求める規定が新設されたことに伴い、

・厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）

・厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 175 号）

について、所要の改正を行う。

(4) 経過措置について

○ 改正法附則第 12 条に基づき、改正法の施行日の時点で医療保護入院している者（以下「施行日時点入院者」という。）に係る経過措置を設け、精神科病院の管理者は、当該施行日時点入院者が医療保護入院した日の属する月に応じて、一定の期限までに法第 33 条第 6 項から第 9 項までの規定の例による手続を実施するための十分な時間を確保して、同条第 1 項第 1 号に掲げる者に該当するかどうかについて指定医に診察させなければならないこととする。

(5) その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

○ 改正法による改正後の法第 19 条の 4 の 2、第 29 条の 6 及び第 29 条の 7（これらの規定を法第 33 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 33 条第 1 項、第 2 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項、第 35 条の 2、第 38 条の 2 第 1 項前段及び第 2 項、第 38 条の 3 第 1 項、第 40 条の 7、第 46 条並びに第 51 条の 4

○ 改正法附則第 12 条第 1 項

4. 施行期日等

○ 公布日：令和 5 年 11 月（予定）

○ 施行期日：令和 6 年 4 月 1 日